

公益財団法人愛知県スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人愛知県スポーツ協会と称し、英語標記を Aichi Sports Association (略称ASPO) とする。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を、愛知県名古屋市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県内のスポーツ団体の発展及び連携強化によりスポーツを振興・普及し県民の体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 国民スポーツ大会をはじめとする各種大会に関すること。
- (2) 競技力の向上をはじめとする加盟団体等の支援に関すること。
- (3) スポーツ指導者の育成に関すること。
- (4) 地域スポーツの推進に関すること。
- (5) スポーツ振興に関する表彰・顕彰に関すること。
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

2 前項の事業については、主に愛知県内において行うものとする。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 愛知県内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの（以下「競技団体」という。）
- (2) 愛知県内における地域を統轄するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの（以下「地域団体」という。）
- (3) 愛知県内における学校を統轄する学校体育団体であって、この法人に加盟したもの（以下「学校団体」という。）
- (4) その他愛知県内におけるスポーツを統轄する団体であって、この法人に加盟したもの（以下「その他団体」という。）

(加盟及び脱退)

第6条 前条の加盟団体となろうとする団体又は加盟団体が脱退しようとするときは、別に定める加盟団体規程によるものとする。

(加盟団体負担金)

第7条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入する。

第4章 資産及び会計

(資産の種別)

第8条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産の取扱いについては、別に定める協賛金等取扱規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(資産の管理及び運用)

第10条 この法人の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項に規定する書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。ただし、貸借対照表の注記として資産及び負債の状況を記載した場合、財産目録の作成は要しない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、第1項第3号の書類を公告しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第5章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に評議員20名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管

理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

二 次の掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) 評議員のうちには、理事のいずれか1名の租税特別措置法施行令第25条の17第6項に規定する親族等である者（この号並びに第28条第3項及び第4項において、「親族等である者」という。）の数又は評議員のいずれか1名及びその親族等である者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにならないものであること。また、評議員には、監事及びその親族等である者が含まれてはならないものであること。

3 評議員は、この法人の役員又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に変更が生じたときは、2週間以内に、事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用弁償をすることができる。

第6章 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 第13条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる書類の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合

において、当該事項を評議員会に報告を要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 7 章 役 員 等

(役員 の 設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 30名以上40名以内

(2) 監 事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族等である者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事には、この法人の理事（その親族等である者を含む。）及び評議員（その親族等である者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族等である者であってはならない。

5 前2項に定めるもののほか、理事及び監事の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条に規定する基準を満たさなければならない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項について、評議員会において決議する前に、弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 31 条 理事は、無報酬とする。ただし、次の役員には、評議員会の決議により別に定める規程に従い算定した額を報酬等として支給することができる。

(1) 常勤の理事

(2) 監事

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用弁償をすることができる。

(会長及び副会長)

第 32 条 この法人に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、理事会の議決により選任する。

3 会長は、この法人の儀礼的な行為を行うほか、事業の執行に関して助言を行うことができる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 会長及び副会長は、会議に出席して意見を述べるることができる。

6 会長及び副会長は、無報酬とする。

(名誉会長、顧問及び参与)

第 33 条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、会長であった者のうちから、理事会の議決により選任する。

3 顧問は、会長、副会長及び理事長、副理事長であった者のうちから、理事会の議決により選任する。

- 4 参与は、理事、監事であった者及びスポーツの功労者のうちから、理事会の議決により選任する。
- 5 名誉会長及び顧問は、重要な事項について、求めに応じ会議に出席して意見を述べるができる。
- 6 参与は、重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。
- 7 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事の及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第9章 愛知県スポーツ少年団

(愛知県スポーツ少年団の設置)

第39条 この法人に、県内のスポーツ少年団によって構成する愛知県スポーツ少年団を置く。

- 2 愛知県スポーツ少年団に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

(業務)

第 40 条 愛知県スポーツ少年団は、理事会の決議に基づき、その事業を実施する。

第 10 章 専門委員会及び特別委員会

(専門委員会及び特別委員会の設置等)

第 41 条 この法人には、理事会の決議を経て各専門委員会及び特別委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、この法人の運営の円滑化と事業目的を達成するための事項について、審議する。

3 特別委員会は、この法人の運営及び事業実施に関して、特定の事柄について協議し、調査研究をする。

4 各専門委員会及び特別委員会の名称、委員その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第 11 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 15 条の規定の変更についても適用する。

(合併等)

第 43 条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 か月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及びこれに相当する職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第14章 情報公開及び個人情報の保護並びに法令の遵守

(情報公開)

第49条 この法人は、公益目的事業の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

(法令の遵守)

第51条 この法人は、法令を遵守し、公正かつ適切な事業活動を行うものとする。

第15章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の

設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事である理事長は村木啓作とし、業務執行理事である副理事長は米田吉孝、加藤常文、野村道朗とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

村瀬孝幸	篠原伸夫	富永良造	松瀬博見	柘植伸治	近藤辰哉
安部秀利	山本光法	山田順一郎	小縣徹男	笛岡宣明	高岡義伸
吉田隆雄	多月文博	山田正紀	大山小夜子	横井政和	鈴木祥友
杉浦芳夫	太田鍵二	佐野茂利	木村昌保	安藤光夫	北国太郎
松下好延	桑原康志				

附 則

この定款は、平成27年度定期評議員会（平成27年6月17日）から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この定款は、2025年度定時評議員会（2025年6月20日）から施行する。

附 則

この定款は、2026年4月1日から施行する。